

第 2 号

令和8年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和8年9月11日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	徳島小松島港赤石地区整備事業費	千円 130,000
	2 徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業費	臨海土地造成事業費	72,000
	3 徳島小松島港津田地区整備事業費	臨海土地造成事業費	120,000